本號ハ郵便（明治三十一年十一月廿五日）遞信省認可

明治二十七年十月廿五日　第四千百九號　（定價金貳錢五厘）

時事新報

明治廿七年十月廿五日　木曜日
第四千九百廿七號（庚子）
日入午後五時五十七分
月出午後一時五十三分
滿潮午後二時二十分
干潮午後八時十二分
（西暦一千八百九十四年）
年始より年末まで　二百九十八日　六十七日

明治新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

報聘大使の來朝

過般我帝室より朝鮮の王室并に太院君御慰問として勅使を差遣はされたるに付き其御答禮の爲め且は今回の事件に付き我が厚意を謝する爲め彼國にては特に王子義和君を報聘大使として來朝せしむるみとに決し其一行は既に廣島に到着したるよし彼の王室より特派の大使とあれば其筋にて夫れ〳〵の御待遇ある可きは勿論のみとなれども聞く所に據れば右の一行は單に王室の使命を帶ぶるのみならず傍ら日本の國情視察の用をも兼ねるものゝよしなれば我國人は官民公私の別なく其一行を歓待してあらゆる便宜を與へ充分に視察の任を盡さしめ彼の國事に資する所あらしめんみと我輩の希望する所なり

義和君は國王殿下第二の王子にして夙に聰明の聞あり又隨行の視察員中には前年長く慶應義塾に留學したる俞吉濬氏を始めとして他に才俊の人物少なからざるよし此一行が實地の視察を遂げて歸國の上は彼國事の改革に就ても大に見る可きものあらんなを思ふものある可けれども朝鮮現時の有樣にては到底思ひも寄らず其證據には彼の朴泳孝の如き永年の間我國に在りて文明の空氣に養はれ改進の事情に通ずるみを淺からず彼の國事の改革の爲めには最も必要の人物にして且つ朴と過退を共にしたる同志の人々にも用ゆ可きの人材なきに非ず韓廷の當局者にして果して日本の事情を視察せしめて其改革に資するの考ならんには慥かり朴氏現下のものに地位を與へて改革の事に從はしむるみと適當なるに實際は全く反對にして彼等は只歸國罪名を除かれたるまでにして其一身さへも容るゝに所なる有樣なりと云ふ左れば今度一行に望を屬する如きは彼國の實情を知らざるものにして若しも彼の輩をして今日の態にして今日の位ならんには假令ひ其一行が我國進歩の有樣を視察して大に心を動かし歸來改革の實を促さんとするも其結果は前年朴泳孝金玉均の徒が國命を帶びて日本に來り歸國の後に種々に計畫する所ありしれども百事宣の如くならずして遂に其身を危ふするに至りしが如く實際に何等の效能なきは我輩の敢て疑はざる所なり然りと雖も朝鮮の國事は決して目下の僅に數箇月間の實驗に一年にして其改革を望むものゝ如き見込のなきみとなれば彼より大に聘使して其實を視察せしむるの可らず今回廣島公使の更迭は自から事を新にするの好機會にして今後朝鮮の故事は必ず見る可きものあるみとなるべし我輩は大義の一行を迎へ盡り義勇を以て朝鮮の改革を奮發し以て遠征の實を擧げ以て朝鮮の改革を奮發し以て遠征の實を擧げ以て朝鮮の改革を奮發し以て遠征の實を擧げ